不備のある一般特恵（GSP）原産地証明書等の取扱い

別紙3

〇不備のある原産地証明書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書を提出するようにしてください。

〇原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又は一般特恵税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であっても一般特恵税率の適用が認められません。

〇「一般特恵関税マニュアル」第３部　特恵関税実務事例編もあわせて確認してください。

https://www.customs.go.jp/roo/origin/ippan.pdf

〇QRコードやホログラムの付記、PDF等の形式で電子発給されたことのみをもって税関でその原産地証明書を無効とは扱いません。

【原産地証明書】

令和６年４月１日現在

分野	記載項目	不備の内容	留意点	
	全項目共通	明らかな印字の誤り	有効	
		英語、フランス語以外による記述	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。
		記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又は書きかえられた原産地証明書	無効	
原産地証明書の真正性	様式	規定された様式（FormA）ではない原産地証明書	無効	２枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。（２枚目に印影がある場合は有効。）
		白地のもの、彩紋のないもの又は用紙規格が相違している原産地証明書		特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。 （エチオピアについては本表下部※参照）
		原本でない原産地証明書（「COPY」と記載されたもの等）の提出		
	発給機関の証明	印影の脱落		署名の脱落は無効とはしない。 （エチオピアについては本表下部※参照）
		印影が不鮮明		必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		発給年月日の脱落		
		発給番号の脱落		特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。
		有効期間が経過した原産地証明書		災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。
	輸出者の申請	原産国、作成地の脱落		輸出者が申請していることが明らかな場合は有効。
		申請日の脱落		
		輸出者の署名の脱落	有効	
	その他	発給国の脱落		
		発給の遅れ		通常の輸出手続に要すると認められる期間内（輸出後10日程度の遅れ）に発給されたものは有効。
申告貨物との同一性	運送手段・経路	仕出港、輸送手段、船名等の相違	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、又は輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）に限る。 不備が生じた経緯、理由を確認の上、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
	輸出者・輸入者の名称･住所等	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落		
		輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載しかない		
	インボイス番号等	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落（メーカーズインボイス番号の記載を含む）		
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落		
	数量又は総重量	数量又は総重量の相違又は脱落		
	包装の個数、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落		
	品名	インボイスとの相違又は脱落		
貨物の原産性	HS番号（特恵基準がWの場合）	輸入申告における適用税番との相違	原則無効 ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効。	相違がHSのバージョンの違いに起因する場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。 一般特恵関税マニュアル第３部特恵関税実務事例編　問89及び問90も参照してください。 https://www.customs.go.jp/roo/origin/ippan.pdf#page=69
		脱落		
	特恵基準	脱落		
		特恵符号の相違		

※エチオピアの原産地証明書については、「LPCO ID」（原産地証明書の右下に記載）により、同国の専用HP（https://esw.et/esw-cbra/）にて真正性が確認出来る場合、印影の有無及び用紙の色に関わらず有効。

【自国関与証明書／累積加工・製造証明書】

真正性	証明書の添付漏れ	無効	
	原産地証明書と異なる発給機関によって発給されたもの		特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。
	発給番号の相違又は脱落	有効	原産地証明書に当該証明番号が記載されている等、つながりが確認できる場合に限る。